

第5号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(須磨6生産緑地地区ほか10地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更(神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中, 須磨6生産緑地地区, 須磨20生産緑地地区, 垂水25生産緑地地区, 山田54生産緑地地区, 伊川谷13生産緑地地区, 伊川谷79生産緑地地区, 玉津37生産緑地地区を廃止する。

2. 都市計画生産緑地地区中, 垂水24生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名 称	面 積
垂水24生産緑地地区	約0.22 ha
垂水33生産緑地地区	約0.12 ha
山田26生産緑地地区	約0.08 ha
有野81生産緑地地区	約0.42 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、平成4年に生産緑地法の改正に伴い新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更する。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区等の廃止・変更

名 称	変更前	変更後	備 考
須 磨6 生産緑地地区	約 0.12 ha	-	廃止
須 磨20 生産緑地地区	約 0.06 ha	-	廃止
垂 水24 生産緑地地区	約 0.28 ha	約 0.22 ha	変更
垂 水25 生産緑地地区	約 0.06 ha	-	廃止
垂 水33 生産緑地地区	約 0.12 ha	約 0.12 ha	変更
山 田26 生産緑地地区	約 0.17 ha	約 0.08 ha	変更
山 田54 生産緑地地区	約 0.07 ha	-	廃止
有 野81 生産緑地地区	約 0.54 ha	約 0.42 ha	変更
伊川谷13 生産緑地地区	約 0.10 ha	-	廃止
伊川谷79 生産緑地地区	約 0.05 ha	-	廃止
玉 津37 生産緑地地区	約 0.08 ha	-	廃止
計： 7地区，約 0.81ha			

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	556地区	549地区	7地区
面積	約 118.93ha	約 118.12ha	約 0.81ha